

# ・ 下水道事業の現状と課題について

---



## 下水道の整備による公共用水域の水質保全に努めています

登米市の下水道の歴史は、旧米山町による昭和63年の米山町西野地区での供用開始を皮切りに下水道の普及が進み、現在では公共下水道で5処理区、農業集落排水処理施設で26地区(処理施設は24施設)、そのほかの地区では合併処理浄化槽を整備し、汚水を処理しています。

汚れた水を綺麗な状態に戻して河川などへ放流することで、住みよいまちづくりに貢献するとともに、登米市の豊かな自然環境の保全にも繋がっています。

登米市下水道事業キャラクター  
【水守(みずもり)さん】



### 公共下水道処理施設

施設名	所在地
① 佐沼環境浄化センター	迫町佐沼字大新下47-2
② 迫中継ポンプ場	迫町佐沼字光ヶ丘1-1
③ 大関浄化センター	東和町米谷字熊谷48-3
④ 豊里浄化センター	豊里町三番江2
⑤ 津山浄化センター	津山町柳津字平塚5-1
※石越浄化センター	石越町東郷大反新田14-2

※石越浄化センターは現在所有する施設であるため、施設のデータは掲載しておりません。

### 市内のマンホールの例



① 登米市のマンホール



② 旧迫町のマンホール



③ 旧中田町のマンホール



④ 旧南方町のマンホール



⑤ 旧登米町のマンホール

このほかにもいろんな種類のマンホールがあるよ!



### 農業集落排水処理施設

施設名	所在地
① 新田地区農業集落排水処理施設	迫町北方字堀ノ浦74-1
② 茂菜地区農業集落排水処理施設	迫町新田字新茂菜64
③ 米川地区農業集落排水処理施設	栗町米川字新四十田31-1
④ 石森地区農業集落排水処理施設	中田町石森字西田15-2
⑤ 宝江地区農業集落排水処理施設	中田町宝江新井田字糠田91-2
⑥ 新小路地区農業集落排水処理施設	中田町浅水字新田250-2
⑦ 弥勒寺地区農業集落排水処理施設	中田町上沼字新中下4-1
⑧ 長谷終末処理場	中田町浅水字新大明神16-2
⑨ 大泉地区農業集落排水処理施設	中田町上沼字新八幡前23-1
⑩ 鍋波浄化センター	豊里町福沢268-2
⑪ 上谷地区農業集落排水処理施設	豊里町上谷地533-2
⑫ 西野地区農業集落排水処理施設	米山町西野字新五反口155
⑬ 桜岡地区農業集落排水処理施設	米山町字桜岡上待井300-1
⑭ 後小路地区農業集落排水処理施設	米山町西野字中島135
⑮ 中津山地区農業集落排水処理施設	米山町中津山字平塚642-1
⑯ 桜岡第二地区農業集落排水処理施設	米山町字桜岡東新田25-5
⑰ 町吉田地区農業集落排水処理施設	米山町字中道東78-4
⑱ 善王寺地区農業集落排水処理施設	米山町字善王寺新沼田25-2
⑲ 平塚地区農業集落排水処理施設	米山町中津山字大岡919
⑳ 栗千貫地区農業集落排水処理施設	米山町中津山字新東千貫167-2
㉑ 庭落地区農業集落排水処理施設	米山町西野字新庭落92
㉒ 新高石地区農業集落排水処理施設	南方町新高石前46-2
㉓ 畑岡地区農業集落排水処理施設	南方町畑岡下123-2
㉔ 沢田終末処理場	南方町沢田前32-3

①-③ 公共下水道処理施設  
④-⑯ 農業集落排水処理施設  
● 公共下水道区域  
■ 農業集落排水区域  
— 旧町域界

# 下水道整備状況

公共下水道1処理区 特環公共下水道4処理区 農業集落排水26地区 浄化槽整備事業2事業

## 登米市の下水道整備状況

事業名	処理区名	整備状況	処理場
公共下水道	迫処理区	整備中	佐沼環境浄化センター
特定環境保全 公共下水道	豊里処理区	整備中	豊里浄化センター
	津山処理区		津山浄化センター
	米谷・錦織処理区		大関浄化センター
	迫川処理区		石越浄化センター（流域下水道：宮城県管理）
農業集落排水	迫町 2地区	整備完了	2処理場
	東和町 1地区		1処理場
	中田町 6地区		6処理場
	豊里町 2地区		2処理場
	米山町 11地区		10処理場
	南方町 4地区		3処理場
	計 26地区		計 24処理場
特定地域生活排水	市内全域		設置基数 2,126基
個別排水	豊里・南方地区	整備完了	設置基数 132基

# 登米市の下水道事業の概況

- 本市の下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備推進事業により、地域の実情に応じた事業手法で整備を進めてきました。
- 下水道普及率(汚水処理人口普及率)は、平成17年の合併当初は62.3%でしたが、下水道の整備が進むとともに向上し、令和6年度は86.0%となっています。

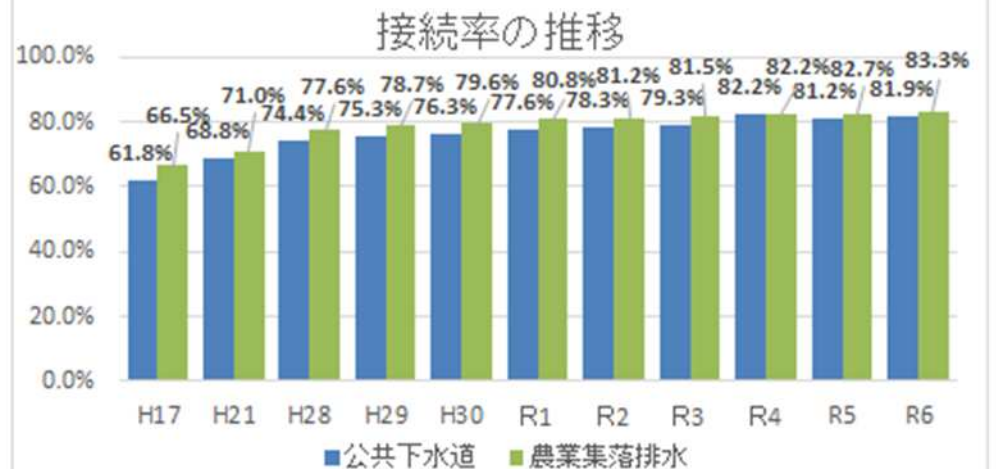
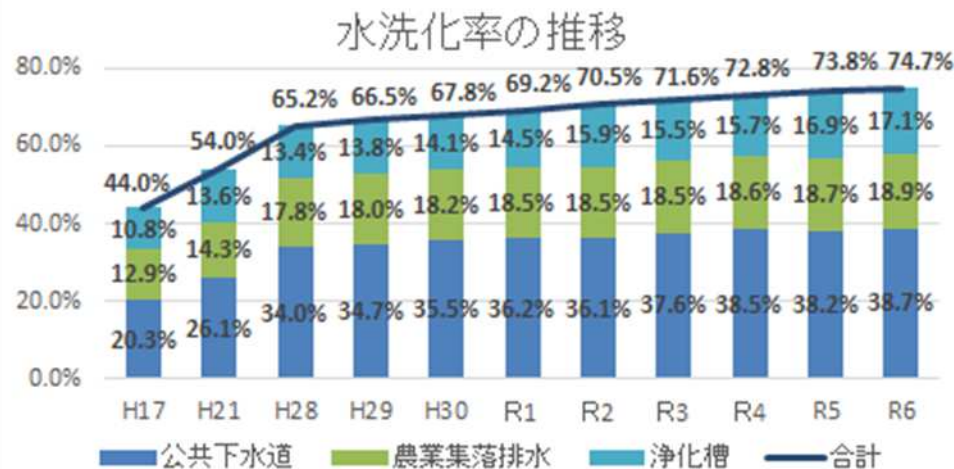
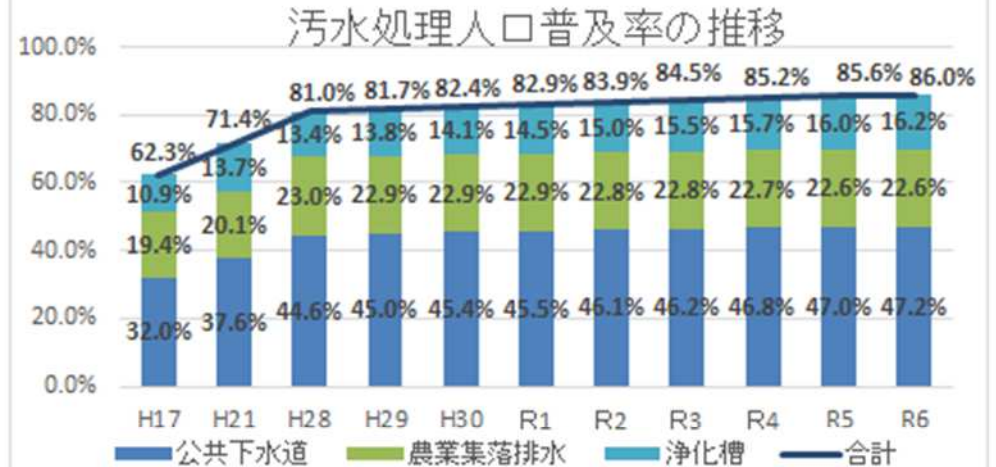
## 登米市の下水道普及率、水洗化率及び接続率

### 現状 (R6年度末現在)

汚水処理人口普及率 **86.0%**

水洗化率 **74.7%**

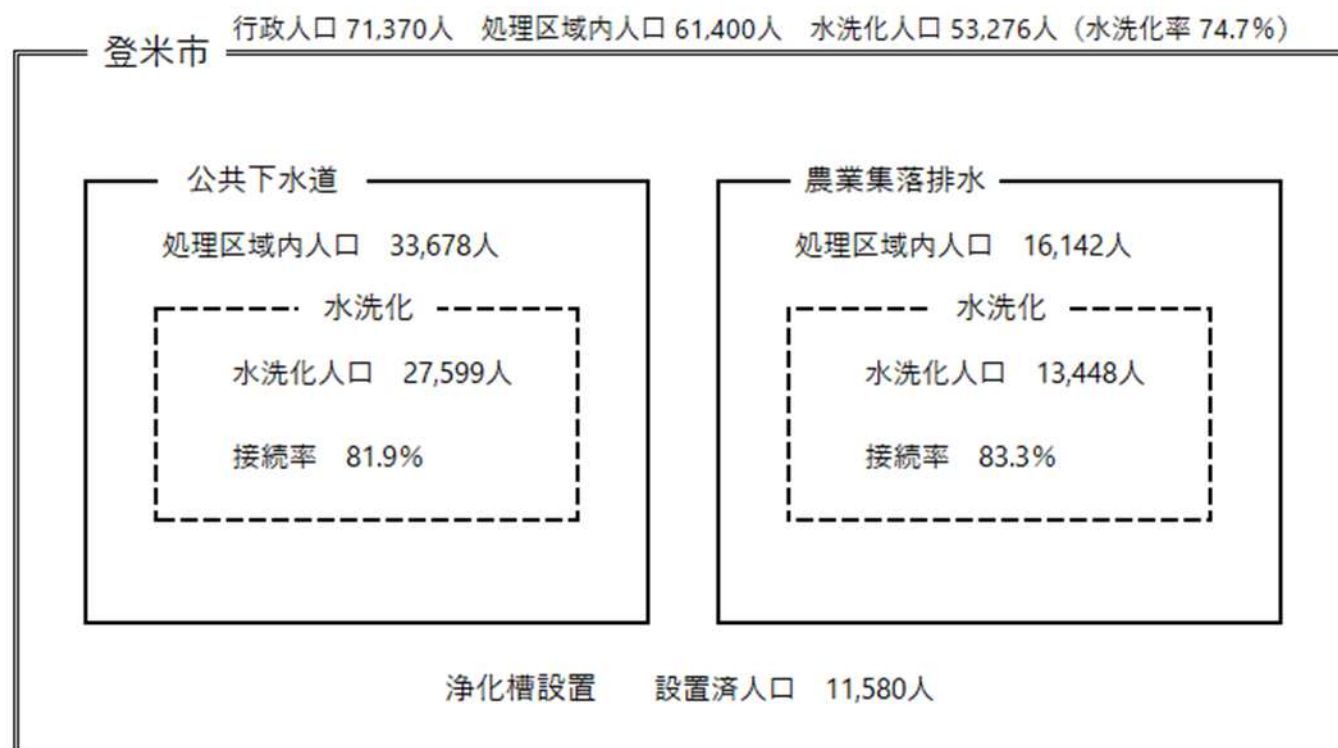
行政人口 71,370人  
 処理区域内人口 61,400人  
 水洗化人口 53,276人



(令和6年度末現在)

区分	処理区域内 (設置済)人口	汚水処理人口 普及率	水洗化人口	水洗化率	接続率
公共下水道区域	33,678人	47.2%	27,599人	38.7%	81.9%
農業集落排水区域	16,142人	22.6%	13,448人	18.9%	83.3%
浄化槽設置	11,580人	16.2%	12,229人	17.1%	- %
計	61,400人	86.0%	53,276人	74.7%	82.4%

## 【 区域イメージ図 】



### 【行政人口】

住民基本台帳の人口

### 【水洗化人口】

下水道処理区域内人口のうち、水洗化が完了している人口

### 【汚水処理人口普及率】

市の全人口に対して、各処理区域内の人口の割合

【処理区域内人口÷行政人口×100】  
(浄化槽は設置済人口)

### 【水洗化率】(汚水衛生処理率)

市の全人口に対して、実際に排水設備等を設置し、下水道を利用している人口の割合

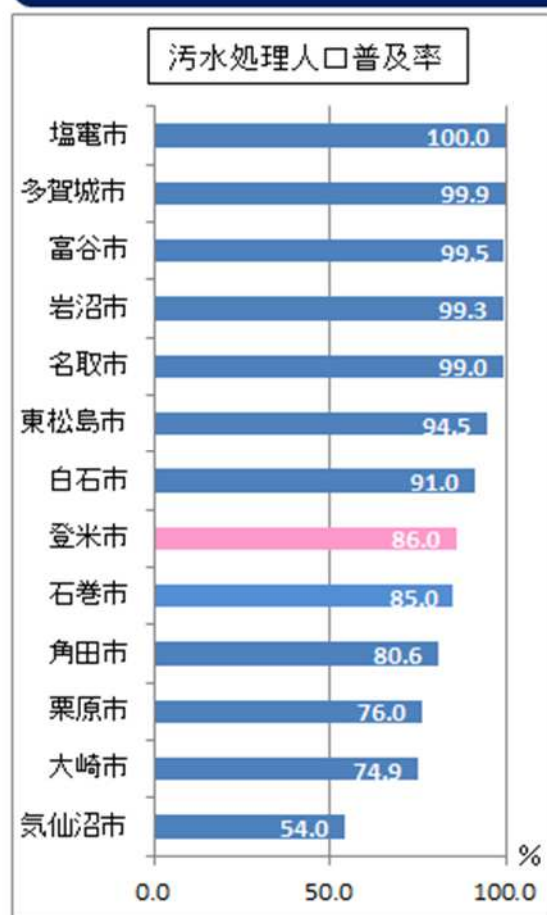
【水洗化人口÷行政人口×100】

### 【接続率】

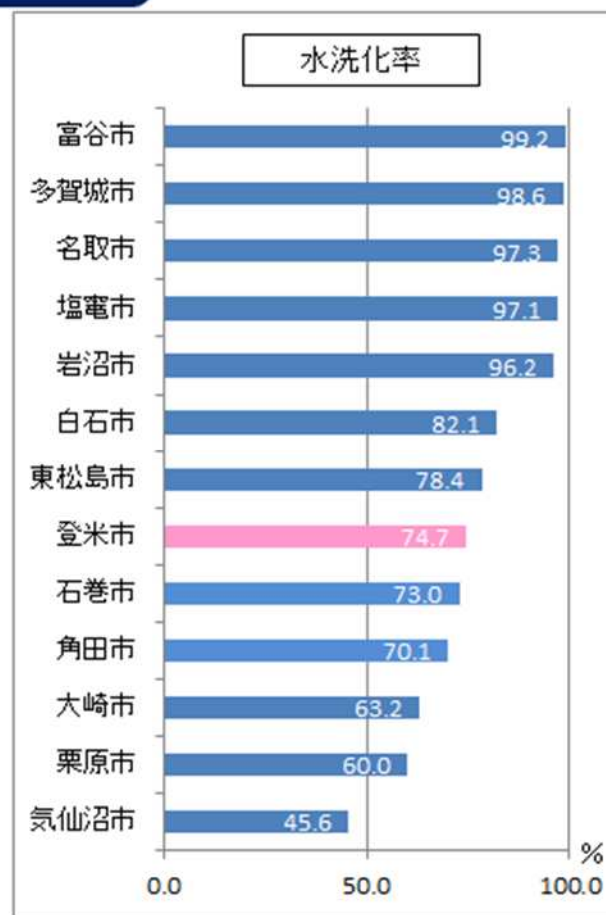
処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して、下水道に接続している人口の割合

【水洗化人口÷処理区域内人口×100】

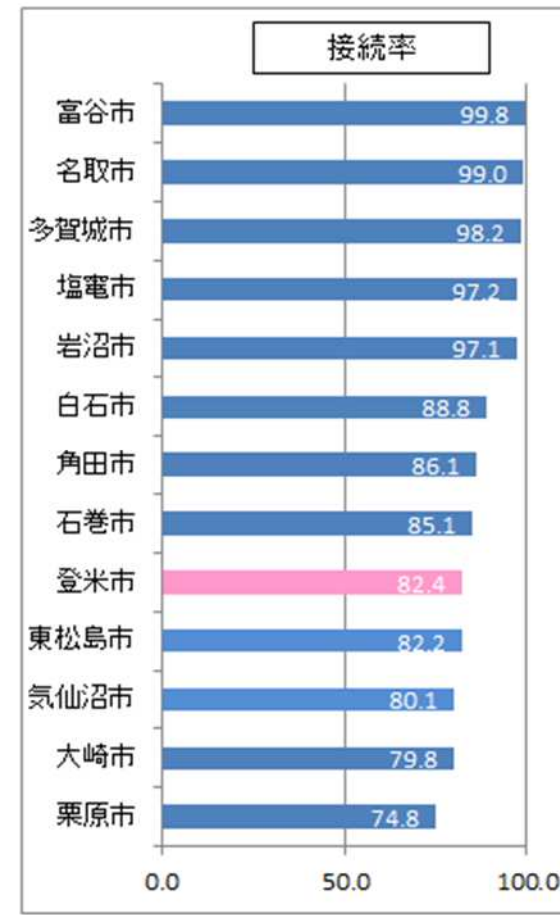
## 県内13市との比較(仙台市除く)



※塩電市、多賀城市、富谷市は農業集落排水を含まない



※塩電市、多賀城市、富谷市は農業集落排水を含まない



※浄化槽は除く。

# 一般会計からの繰入金の推移

○一般会計繰入金は、近年20億円前後で推移しており、令和7年度2月補正予算ベースで19.9億円、令和8年度当初予算ベースでは、物価、人件費の高騰による委託料や修繕費などの増加により20.4億円となっています。

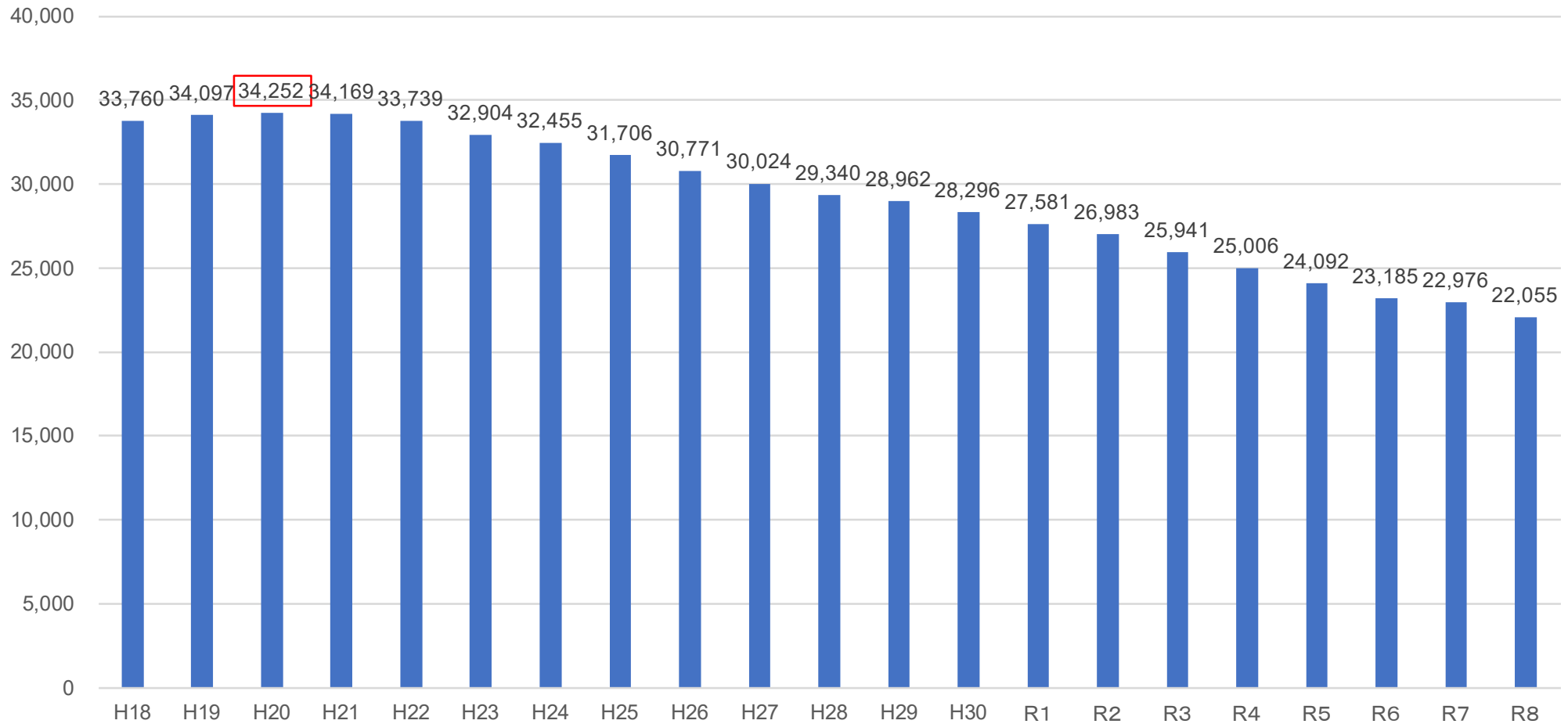
一般会計繰入金の推移



# 地方債現在高の推移

○地方債現在高は、平成20年度をピークに減少しています。今後も地方債の償還額が借入額を上回る見込みのことから、減少が見込まれます。

地方債現在高の推移



# 下水道使用料のこれまでの改定状況

- 登米市においては、これまでに下記の下水道使用料金の見直し・改定を行っています。
- 平成26年度及び令和元年10月に消費税率改定に伴い下水道使用料を改定しましたが、平成22年度以降は実質的な下水道使用料の値上げは行っていませんでした。

登米市の下水道使用料体系の推移

年度	改定内容	基本使用料	超過使用料（1㎡あたり単価）			
		10㎡まで	10㎡を超え 20㎡まで	20㎡を超え 50㎡まで	50㎡を超え 200㎡まで	200㎡を 超えるもの
平成17年度 ～	合併統一	1,155円	120円	126円	136円	147円
平成22年度 ～	値上げ	1,500円	150円	160円	165円	170円
平成26年度 ～	制度変更	1,543円	154円	165円	170円	175円
令和元年10月 ～	制度変更	1,571円	157円	168円	173円	178円

※消費税は内税

# 下水道使用料のこれまでの改定状況

○公営企業として「下水道使用料による自立経営」を目指し、**経費回収率(維持管理費)100%**を目指した使用料改定としました。

○基本使用料については、これまで10m<sup>3</sup>の基本水量込みとしておりましたが、基本水量以下の使用者に不公平感があり、使用者が公平に負担するものとして、基本水量をなくしました。従量料金については、現行で基本水量がある10m<sup>3</sup>までの使用区分において大幅な改定にならないよう配慮した改定としました。

下水道使用料表（税込み）【令和5年10月分から】料金表（改定後）

【令和5年10月から令和6年9月まで】《平均改定率：17%》 単位：円

汚水の排出量による区分		下水道使用料			増加率	
		現行	改定後	増加額	排出量区分変更を考慮した増加率	
基本使用料		1,571	1,573	2	0.1	0.1
従量使用料 (1m <sup>3</sup> あたりの使用料)	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>	0	26	26	皆増	皆増
	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	157	191	34	21.7	15.7
	21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	168		23	13.7	
	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	173	201	28	16.2	16.2
	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>		204	31	17.9	
	201m <sup>3</sup> ~ 400m <sup>3</sup>	178	214	26	14.6	15.7
	401m <sup>3</sup> ~			36	20.2	
従量使用料の逡増度 (最高単価/※最低単価)		1.13	1.12	-0.01		

※最低単価

現行使用料には1m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>までの単価設定が無いため、最低単価は11m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>の単価を用いる

# 下水道使用料のこれまでの改定状況

○登米市上下水道事業運営審議会から「水道料金と下水道使用料を同時期に改定を行うため、大幅な改定は使用者に大きな負担となることから、従量使用料の改定率について段階的な見直しを行うべきである」とのご意見を頂き、激変緩和措置として令和5年10月分から17%、令和6年10月分から33%の2段階での改定としました。

下水道使用料表（税込み）【令和6年10月分から】料金表（改定後）

【令和6年10月から】《平均改定率：33%》

単位：円

汚水の排出量による区分		下水道使用料			増加率	
		現行	改定後	増加額	排出量区分変更を考慮した増加率	
基本使用料		1,571	1,573	2	0.1	0.1
従量使用料 (1m <sup>3</sup> あたりの使用料)	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>	0	50	50	皆増	皆増
	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	157	217	60	38.2	31.5
	21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	168		49	29.2	
	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	173	228	55	31.8	31.8
	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>		232	59	34.1	31.6
	201m <sup>3</sup> ~ 400m <sup>3</sup>	178		54	30.3	
401m <sup>3</sup> ~		244	66	37.1	37.1	
従量使用料の逡増度 (最高単価/※最低単価)		1.13	1.12	-0.01		

※最低単価

現行使用料には1m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>までの単価設定が無いため、最低単価は11m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>の単価を用いる

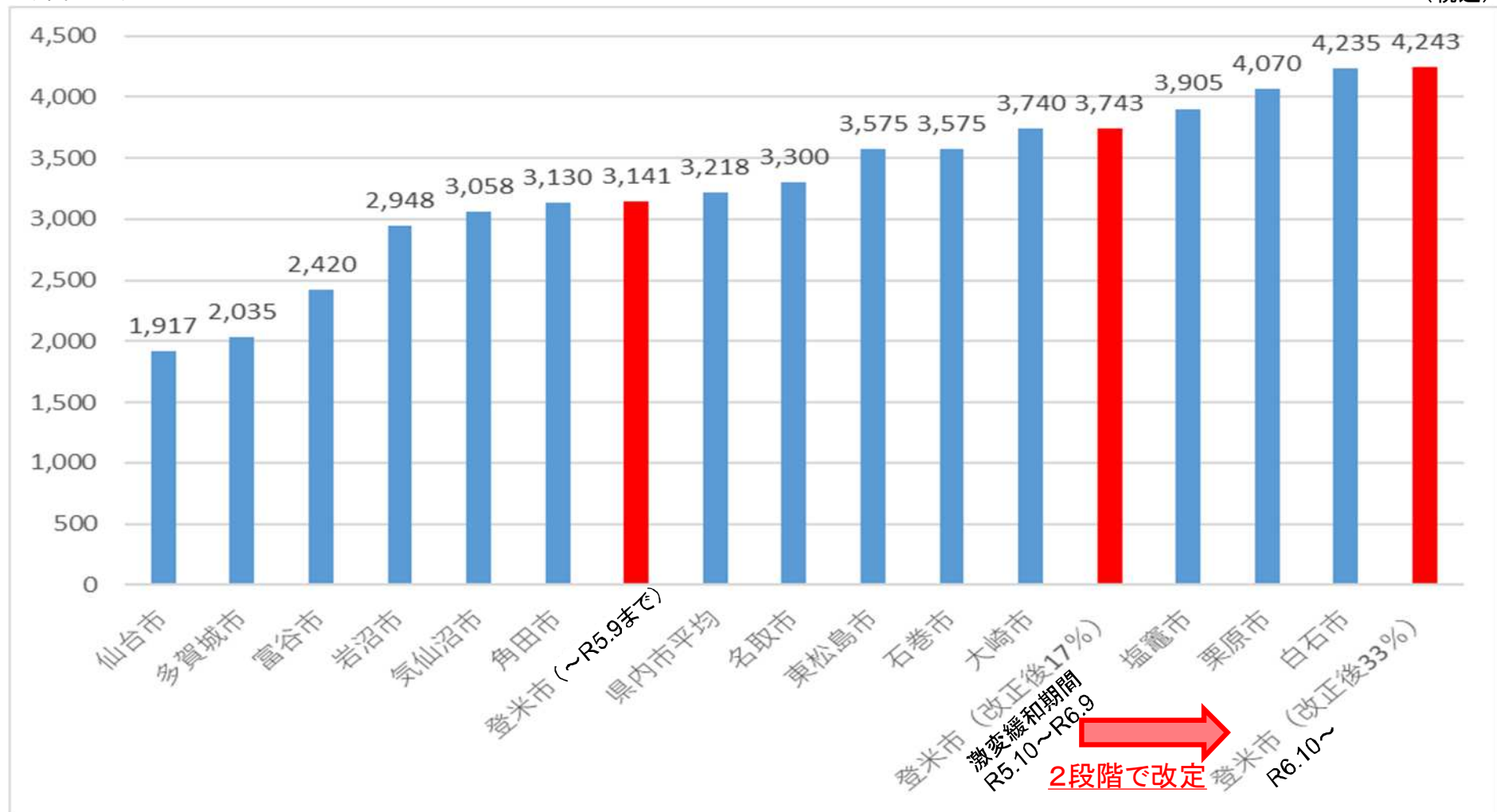
# 県内市との下水道使用料比較料金表

料金表（改正後）

1カ月あたり20m<sup>3</sup>使用した場合の下水道使用料は下図のとおりです。  
1段階目の改定では3,141円から3,743円となり、602円（19%増）の引き上げとなり、令和6年10月からは500円増の4,243円の使用料となりました。

（単位：円）

（税込）



# 水道料金・下水道使用料等の検討について

---

- 水道事業及び下水道事業は、企業会計の原則に基づき、独立採算方式で行われるものであり、事業運営の健全性・安定性には、適切な料金収入の確保が不可欠である。
- 人口減少等に伴う料金収入の減少や、物価・人件費の上昇による維持管理費の高騰、老朽化した施設の更新に多大な費用を要する中、財政基盤の強化を図るため、料金水準及び料金体系等を見直し、適切な料金のあり方について検討を行うものである。

# 既存計画の概要

## (1) 登米市上下水道事業ビジョン(令和8(2026)年3月策定)

- 令和5年10月には、経費回収率を100%とすることを目標として、激変緩和措置を考慮した使用料改定を行った。
- 人口減少や節水型社会の進展により、下水道使用料の減少が見込まれるが、下水道使用料の体系や金額の適正性については毎年度検証するとともに、定期的に使用料算定を行い、適正な使用料水準による事業の健全経営に努めていく。

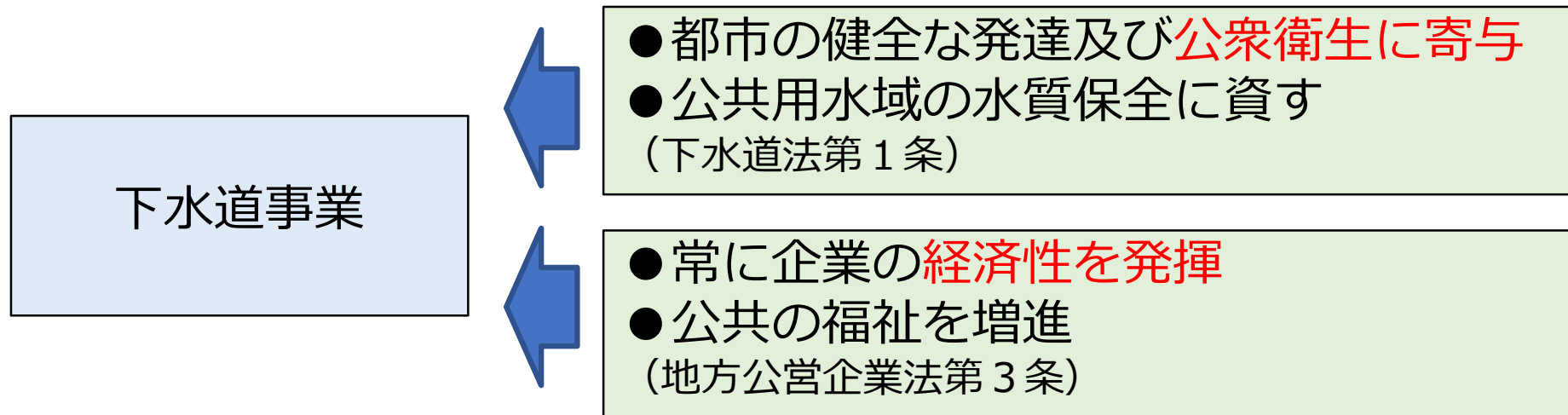
## (2) 経営戦略(令和5(2023)年3月改訂)

投資・財政計画(収支計画)の試算にあたって、下水道使用料金の改定シミュレーションを行い、その内容は次のとおりとした。

- 令和5年度から令和8年度の4年間の算定を行い、令和5年9月の改定を実施

# 基本的事項

## 1) 経営の基本原則



- ・下水道法第1条  
「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」
- ・地方公営企業法第3条  
「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」

# 基本的事項

## 2) 独立採算の基本原則

・ 地方公営企業法第17条の2 第2項  
企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない」



「独立採算制の原則」  
下水道事業は、下水道使用料の収入  
によって運営される

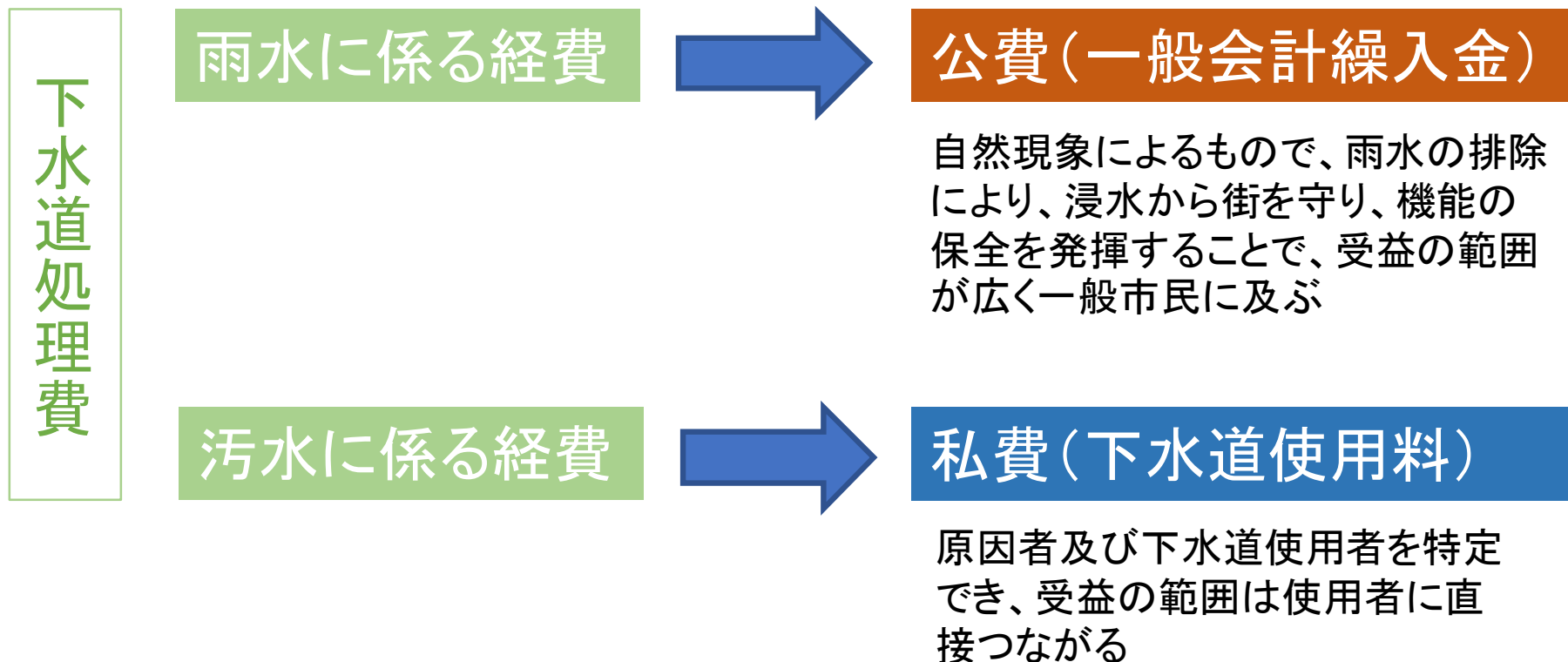
「下水道使用料」による自立  
経営が基本

例外 **一般会計や他の特別会計が負担することを認めている経費**  
**(地方公営企業法第17条の2 第1項)**

- ア. 性質上、地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経費  
例) 雨水処理に要する経費  
高資本費対策に要する経費  
分流式下水道等に要する経費 等

# 基本的事項

## 3) 雨水公費・汚水私費の原則 (昭和36年 第1次下水道財政研究委員会 提言)



※汚水処理に要する経費のうち、分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担（地方公営企業繰出基準による）

# 基本的事項

## 3) 雨水公費・汚水私費の原則 (昭和36年 第1次下水道財政研究委員会 提言)

- ・ 下水道事業は、汚水処理サービスの対価としての使用料により、汚水処理経費を賄う「地方公営企業」として経営されます。
- ・ ただし、以下の経費については、地方公営企業への繰入金として一般会計が負担するものとされ、この経費負担区分ルールについては、毎年度「繰出基準」として総務省から地方公共団体に通知されています。
  - ・ その性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
  - ・ その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費 等
- ・ なお、登米市の下水道事業は、使用料対象経費で賄うべき経費（私費負担部分）の一部を賄っておらず、基準外繰入で賄っている状況となっています。

(経費)	私費負担部分		公費負担部分
(財源)	使用料収入	繰出基準に基づかない繰入金	繰出基準に基づく繰入金
		一般会計繰入金	

図 経費と財源の状況

# 基本的事項

## 4) 下水道使用料決定の原則

- ・ 地方公営企業法第21条第2項

下水道使用料は「**公正妥当**なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければなりません」とされています。



- ・ 下水道法第20条第2項

下水道使用料は、次の原則によって定めなければならないとされています。

- 1 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて**妥当なもの**であること。
- 2 能率的な管理の下における**適正な原価**をこえないものであること。
- 3 **定率又は定額**をもつて明確に定められていること。
- 4 特定の使用者に対し**不当な差別的取扱**をするものでないこと。

# 下水道使用料算定の流れ（使用料算定の基本的な考え方）

## 1 財政計画の策定

- 下水道事業を継続するにあたり、今後必要な経費と収入の見通し(収支見積もり)
- 今後の使用料収入や企業債残高の見通し

## 2 使用料算定期間の設定と使用料水準の検討

- 公共料金としての安定性を確保するため、財政計画等の計画期間等も踏まえ、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を算定する期間として、3から5年程度の使用料算定期間を設定
- 使用料算定期間内に事業を行う財源として使用料収入の必要額を算定

## 3 使用料体系の決定

- 必要な使用料収入を使用者間でどのように割り振り、負担するか決定

# 1) 財政計画の策定及び使用料算定期間の設定

## 財政計画策定期間

財政計画策定期間は、令和8年度（2026）年度から令和17年度（2035）までの10年間とする。

## 使用料算定期間

⇒ 使用料算定の基礎となる原価（又は収支の状況）を集計する期間

下水道使用料算定の基本的な考え方（日本下水道協会）

- ・ 日常生活に密着した公共料金
- ・ できるだけ安定したものであることが望ましい
- ・ あまりに長期の期間を設定することは予測の確実性を失う
- ・ 算定期間は、一般的には3年から5年程度が適当



使用料算定期間は、令和9年度（2027）から令和12年度（2030）までの4年間とする。

- ・ 現時点において令和9年度からの使用料の在り方を検討

## 2) 下水道使用料水準の検討について

下水道事業を行うための経費

- ・下水道サービスを提供するための必要な費用(維持管理費)
- ・地方債の支払利息
- ・今後の投資や資産維持のための費用(資本費)

下水道使用料対象経費



下水道使用料収入

使用料対象経費 - 使用料収入 = 収支過不足

※下水道使用料水準の検討について

- ①下水道使用料の算定: 使用料対象経費と「現行使用料体系を基に推計した使用料収入」とを比較し、収支過不足を確認する。
- ②下水道使用料水準の検討: 収支過不足に対し、使用料改定率の目安(使用料の水準)を検討する。



使用料対象経費 ÷ 使用料収入 = 収支過不足 (使用料改定率)

### 3) 下水道使用料体系の決定について

#### 2部料金制

使用水量にかかわらず一律である「基本料金」と使用水量に応じ料金で支払額が変動する「従量料金」の2部から構成される料金制度

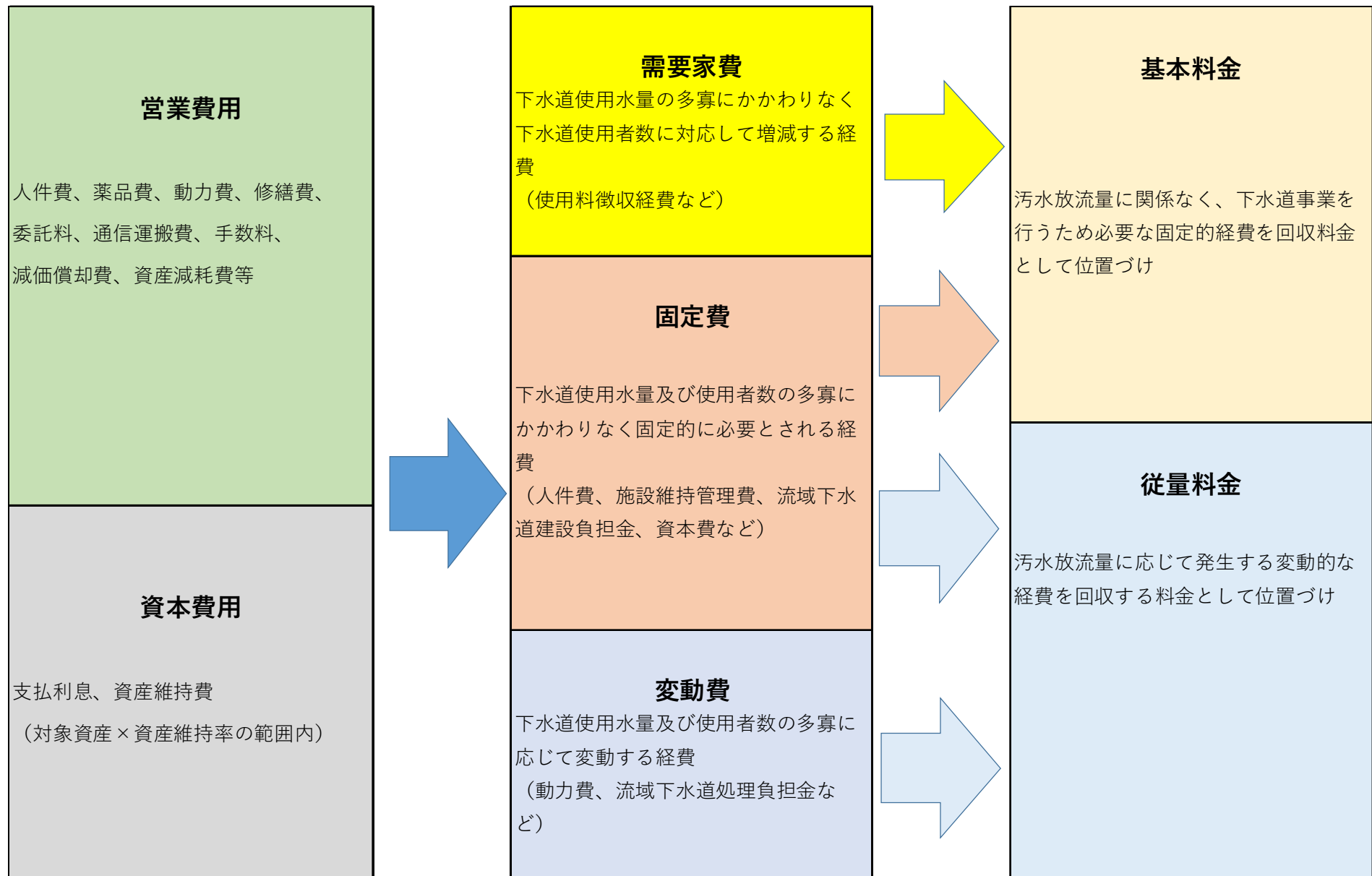
#### 基本使用料

下水道事業を行うため必要な固定的経費を回収する料金

#### 従量使用料

汚水放流量に応じて発生する変動的な経費を回収する料金

# 4) 下水道使用料体系の設定



## 5) 料金表について

- ・ 使用料対象経費に見合う使用料収入を得られるように、使用料を検討します。
- ・ 従量料金は、使用料に応じて単価を変動（**逦増**・逦減）させる場合と一定とする場合があります。
- ・ 登米市の使用料体系は、基本水量なし・累進使用料制となっています。

【1ヶ月あたり】※税込み

基本使用料 (円) ※1か月あたり	従量使用料	
	汚水排出量区分 (単位:立方メートル)	従量使用料 (円)
1,573円	1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	50円
	11m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	217円
	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	228円
	101m <sup>3</sup> ~400m <sup>3</sup>	232円
	401m <sup>3</sup> ~	244円

現行の下水道使用料